

改正案	現行
<p>○東京都地方卸売市場条例</p> <p style="text-align: right;">昭和四六年十二月二七日 条例第二五四号</p> <p>東京都地方卸売市場条例を公布する。</p> <p>東京都地方卸売市場条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条・第二条</u>）</p> <p>第二章 地方卸売市場の認定（<u>第三条・第四条</u>）</p> <p>第三章 業務についての監督等（<u>第五条―第九条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第十条―第十三条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）に基づき、東京都の区域内における地方卸売市場の<u>認定及び監督等</u>について定め、地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化、流通の円滑化及び品質管理の徹底を図り、もつて都民の消費生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p>○東京都地方卸売市場条例</p> <p style="text-align: right;">昭和四六年十二月二七日 条例第二五四号</p> <p>東京都地方卸売市場条例を公布する。</p> <p>東京都地方卸売市場条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（<u>第一条―第三条</u>）</p> <p>第二章 <u>開設及び卸売の業務についての許可等</u>（<u>第四条―第十四条</u>）</p> <p>第三章 業務についての規制及び監督（<u>第十五条―第二十七条</u>）</p> <p>第四章 雑則（<u>第二十八条―第三十五条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）に基づき、東京都の区域内における地方卸売市場の<u>開設及び地方卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等</u>について定め、地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化、流通の円滑化及び品質管理の徹底を図り、もつて都民の消費生活の安定に資することを目的とする。</p>

(定義)

第二条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 この条例において「地方卸売市場」とは、法第十三条第一項の規定により知事の認定を受けた卸売市場をいう。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

4 この条例において「開設者」とは、地方卸売市場を開設する者をいう。

5 この条例において「卸売業者」とは、地方卸売市場において、当該市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売をする者をいう。

(削除)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この条例において「地方卸売市場」とは、中央卸売市場以外の卸売市場であつて、次の各号の一に該当するものをいう。

一 青果物(野菜及び果実をいう。)の卸売場の面積が三百三十平方メートル以上あるもの

二 水産物の卸売場の面積が二百平方メートル(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売をする者又は水産加工業を営む者に対し卸売をするためのものにあつては、三百三十平方メートル)以上あるもの

三 肉類の卸売場の面積が百五十平方メートル以上あるもの

四 花きの卸売場の面積が二百平方メートル以上あるもの

4 この条例において「開設者」とは、第四条の規定により知事の許可を受け、その許可に係る地方卸売市場を設置してその経営を行う者をいう。

5 この条例において「卸売業者」とは、第七条第一項の規定により知事の許可を受け、その許可に係る地方卸売市場において、当該市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、卸売をする者をいう。

6 この条例において「仲卸業者」とは、第十四条第一項の規定に

(削除)

(削除)

~~第二章 地方卸売市場の認定~~

(削除)

(削除)

~~より開設者の承認を受け、その承認に係る市場内の店舗において、当該市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を仕分けし、又は調製して販売する者をいう。~~

~~7 この条例において「売買参加者」とは、第十四条第一項の規定により開設者の承認を受け、その承認に係る市場において、取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について、当該市場の卸売業者が行う卸売に参加する者をいう。~~

~~(名称の制限)~~

~~第三条 地方卸売市場の名称中には、地方卸売市場という文字を用いなければならない。~~

~~2 卸売市場であつて地方卸売市場でないものの名称中には、地方卸売市場という文字を用いてはならない。~~

~~第二章 開設及び卸売の業務についての許可等~~

~~(開設の許可)~~

~~第四条 地方卸売市場を開設しようとする者は、市場ごとに、知事の許可を受けなければならない。~~

~~(許可の申請)~~

~~第四条の二 前条の許可を受けようとする者は、業務規程及び事業計画を定め、これらを東京都規則（以下「規則」という。）で定める許可申請書に添えて、知事に提出しなければならない。~~

~~2 前項の業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。~~

~~一 地方卸売市場の位置及び面積~~

~~二 取扱品目~~

~~三 開場の期日及び時間~~

~~四 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法に関する事項~~

(欠格事由)

第三条 知事は、法第十四条において準用する法第五条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、法第十三条第一項の認定又は法第十四条において読み替えて準用する法第六条の変更の認定（以下「認定等」という。）をしてはならない。

(削除)

(削除)

(削除)

一 (現行のとおり)

- 五 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- 六 卸売の業務を行う者に関する事項
- 七 卸売の業務を行う者以外の関係事業者に関する事項

3 第一項の事業計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取扱品目ごとの供給対象人口（消費地市場に限る。）並びに取扱いの数量及び金額の見込み
- 二 施設の種類、規模、配置及び構造
- 三 開設に要する費用並びにその財源及び償却に関する計画
- 四 施設を新設するときは、その着工及びしゅん工の見込み期日

4 第一項の許可申請書には、同項に定めるもののほか、規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第五条 知事は、第四条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が第二十五条の二第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有する者でないと認めるとき。

四 (略)

二 (現行のとおり)

三 (現行のとおり)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

五 (略)

六 (略)

七 前条第一項の業務規程の内容が法令又はこの条例に違反する
とき。

八 前条第一項の事業計画が適切でないか、又はその遂行が確実
と認められないとき。

九 申請に係る地方卸売市場の位置が東京都卸売市場整備計画に
照らし著しく配置の適正を欠くと認められるとき、又は申請に
係る地方卸売市場の位置若しくは施設の種類、規模、配置若し
くは構造が地方卸売市場における業務の円滑な運営を確保する
上で著しく不適當であると認められるとき。

21 知事は、第四条の許可の申請があつた場合において、その申請
者が第二十五条の二第二項第二号又は第三号の規定による許可の
取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
であるときは、第四条の許可をしないことができる。

(廃止の許可)

第六条 開設者は、地方卸売市場を廃止しようとするときは、知事
の許可を受けなければならない。

21 前項の許可を受けようとする開設者は、当該許可に係る地方卸
売市場を廃止しようとする日の六十日前までに規則で定める許可
申請書を知事に提出しなければならない。

(卸売の業務の許可)

第七条 第四条の許可を受けた地方卸売市場において卸売の業務を
行おうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(削除)

(取扱品目)

第四条 地方卸売市場における取扱品目は、次に掲げる品目とする。

- 一 青果物 野菜、果実及びこれらの加工品並びに開設者が業務規程(法第十三条第三項に規定する業務規程をいう。以下同じ。)で定めるその他の生鮮食料品等
- 二 水産物 生鮮水産物及びその加工品並びに開設者が業務規程

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

(許可の申請)

第七条の二 前条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の名称及び住所
- 二 資本金又は出資の額及び役員の名
- 三 許可を受けて卸売の業務を行おうとする市場及び取扱品目

3 前条第一項の許可の申請は、申請者が当該許可に係る地方卸売市場の開設者と異なる場合にあつては、当該開設者を經由してしなければならない。

4 開設者は、前項の規定により第一項の許可申請書を受理したときは、遅滞なく、前項の申請者が同項の地方卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付して、その許可申請書を知事に送付しなければならない。

5 第一項の許可申請書には、規則で定めるところにより、事業計画その他必要な書類を添付しなければならない。

(取扱品目の部類)

第八条 地方卸売市場における取扱品目の部類は、次の各号に掲げる部類とする。

- 一 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品を主たる取扱品目とし、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの
- 二 水産物部 生鮮水産物及びその加工品を主たる取扱品目と

で定めるその他の生鮮食料品等

三 ~~食肉~~ 肉類及びその加工品並びに開設者が業務規程で定める
その他の生鮮食料品等

四 ~~花き~~ 花き及び開設者が業務規程で定めるその他の農産物等

(削除)

(削除)

~~し、並びに開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を
従たる取扱品目とするもの~~

三 ~~食肉部~~ 肉類及びその加工品を主たる取扱品目とし、並びに
開設者が業務規程で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱
品目とするもの

四 ~~花き部~~ 花きを主たる取扱品目とし、及び開設者が業務規程
で定めるその他の生鮮食料品等を従たる取扱品目とするもの

(許可の基準)

~~第九条 知事は、第七条第一項の許可の申請が次の各号のいずれか
に該当するときは、同項の許可をしてはならない。~~

~~一 申請者が法人でないとき。~~

~~二 申請者が第二十五条の二第二項第一号の規定による許可の取
消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
であるとき。~~

~~三 申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ的確に
遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でな
いと認めるとき。~~

~~四 その業務を執行する役員が暴力団員等であるとき。~~

~~五 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の
補助者として使用しているとき。~~

~~六 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受け
ているものであると認められるとき。~~

(廃止の届出)

~~第十条 卸売業者は、第七条第一項の許可に係る卸売の業務を廃止
しようとするときは、知事に届け出なければならない。~~

(削除)

(削除)

- 2 | ~~前項の規定による届出をしようとする御売業者は、当該届出に係る卸売の業務を廃止しようとする日の三十日前までに規則で定める卸売業務廃止届出書を知事に提出しなければならない。~~
- 3 | ~~第一項の規定による届出は、届出者が当該届出に係る地方卸売市場の開設者と異なる場合にあつては、当該開設者を經由してしなければならない。~~
- 4 | ~~開設者は、前項の規定により第二項の卸売業務廃止届出書を受理したときは、遅滞なく、前項の届出者が同項の地方卸売市場において卸売の業務を廃止することについての意見を付して、その卸売業務廃止届出書を知事に送付しなければならない。~~

(許可証の交付)

~~第十一条 知事は、第四条又は第七条第一項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、開設者又は御売業者に対し許可証を交付しなければならない。~~

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

~~第十二条 開設者又は御売業者（以下この条において「開設者等」と総称する。）が事業（地方卸売市場における開設又は卸売の業務に係るものに限る。）の譲渡し及び譲受けをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、開設者等の地位を承継する。~~

- 2 | ~~開設者等である法人の合併の場合（開設者等である法人と開設者等でない法人が合併して開設者等である法人が存続する場合を除く。）又は分割の場合（地方卸売市場における開設に係る業務又は卸売の業務を承継させる場合に限る。）において、当該合併又は分割について知事の認可を受けたときは、合併後存続する法~~

人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、開設者等の地位を承継する。

3 第一項又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、認可申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第一項又は第二項の開設者に係る認可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの項の認可をしてはならない。

一 申請者が法人でないとき。

二 申請者が第二十五条の二第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しを受けた日から起算して二年を経過しない者であるとき。

三 申請者が地方卸売市場を開設するのに必要な資力信用を有する者でないとき。

四 その業務を執行する役員が暴力団員等であるとき。

五 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

六 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであるとき。

5 知事は、第一項又は第二項の開設者に係る認可の申請があつた場合において、その申請者が第二十五条の二第二項第二号又は第三号の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であるときは、第一項又は第二項の認可をしないことができる。

6 知事は、第一項又は第二項の卸売業者に係る認可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、これらの項の認可をしてはな

(削除)

(削除)

らない。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が第二十五条の二第二項第一号の規定による許可の取消しを受け、その取消しを受けた日から起算して二年を経過しない者であるとき。
- 三 申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公正かつ的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有する者でないと認めるとき。
- 四 その業務を執行する役員が暴力団員等であるとき。
- 五 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 六 申請者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。
- 七 第一項又は第二項の卸売業者に係る認可の申請は、申請者が当該認可に係る地方卸売市場の開設者と異なる場合にあつては、当該開設者を経由してしなければならない。
- 八 開設者は、前項の規定により卸売業者に係る第三項の認可申請書を受理したときは、遅滞なく、前項の申請者が同項の地方卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付して、その認可申請書を知事へ送付しなければならない。

(東京都中央卸売市場における卸売の業務の許認可)

第十二条の二 地方卸売市場の卸売業者は、法第十五条第一項の許可又は法第二十一条第二項の認可を受けたときは、東京都中央卸売市場における卸売の業務を行うことができる。

(東京都中央卸売市場における仲卸しの業務の許認可)

(削除)

第十二条の三 地方卸売市場の仲卸業者は、東京都中央卸売市場条例（昭和四十六年東京都条例第百四十四号）第二十四条第一項の許可又は同条例第二十九条第二項の認可を受けたときは、東京都中央卸売市場における仲卸しの業務を行うことができる。

(開設者の地位の承継の効果)

第十三条 第十二条第一項又は第二項の規定による開設者の地位の承継がされた場合において、その地位の承継後の地方卸売市場（以下この条において「新卸売市場」という。）に係る業務規程（以下この条において「新業務規程」という。）が次に掲げる要件を満たす場合には、同条第一項又は第二項の規定による地位の承継前の地方卸売市場（以下この条において「旧卸売市場」という。）の卸売業者（以下この条において「旧卸売市場卸売業者」という。）は、新卸売市場において旧卸売市場における卸売の業務に係る市場及び取扱品目の部類と同一の市場及び取扱品目の部類について、卸売の業務を行う者として第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

- 一 新業務規程で定められた地方卸売市場の位置が旧卸売市場の位置と同じであること。
- 二 新業務規程で定められた取扱品目の部類が旧卸売市場卸売業者についての第七条第一項の許可に係る取扱品目の部類のすべてを含んでいること。
- 三 新業務規程で新卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合にあつては、当該数の最高限度が旧卸売市場卸売業者の数を下回っていないこと。

2 第十二条第一項又は第二項の規定による地位の承継前に、この

(削除)

第三章 業務についての監督等

(削除)

(削除)

条例又はこの条例に基づく規則の規定により、知事が旧卸売市場卸売業者に対してした処分、手続その他の行為又は旧卸売市場卸売業者が知事に対してした手続その他の行為は、知事が第一項の規定により第七条第一項の許可を受けたものとみなされた者に対してした処分、手続その他の行為又は第一項の規定により第七条第一項の許可を受けたものとみなされた者が知事に対してした手続その他の行為とみなす。

(買受人)

第十四条 地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、業務規程で定めるところにより、開設者の承認を受けなければならない。

2 開設者は、規則で定めるところにより、前項の承認を受けた仲卸業者及び売買参加者（以下「買受人」という。）の名簿を知事に提出しなければならない。

第三章 業務についての規制及び監督

(売買取引の原則)

第十五条 地方卸売市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第十五条の二 卸売業者は、地方卸売市場において行う卸売については、次の各号に掲げる生鮮食料品等の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

一 せり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売又は入札の方法

二 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する

(削除)

部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である生鮮食料品等として業務規程で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち、開設者が生鮮食料品等の品目ごとに定める一定の割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。）

三 前二号に掲げるもの以外の生鮮食料品等として業務規程で定めるもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2| 卸売業者は、前項第一号及び第二号に掲げる生鮮食料品等（同項第二号に掲げる生鮮食料品等にあつては、同号の一定の割合に相当する部分に限る。）について、災害発生その他特別の事情がある場合であつて、業務規程の定めるところにより、開設者がせり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認めたときは、相対取引によることができる。

3| 卸売業者は、第一項第二号及び第三号に掲げる生鮮食料品等について、当該卸売業者に係る市場における入荷量が一時的に著しく減少したとき、その他特別の事情がある場合であつて、業務規程で定めるところにより、開設者が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

4| 開設者は、第一項第二号の一定の割合を定め、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。

(差別的取扱いの禁止等)

第十六条 開設者又は卸売業者は、地方卸売市場における業務の運営に関し、出荷者、買受人その他地方卸売市場の利用者に対して、

(削除)

(削除)

(削除)

不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 | 卸売業者は、第七条第一項の許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等について地方卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。

(委託手数料以外の報償の收受の禁止)

第十七条 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

(受託契約約款)

第十七条の二 卸売業者は、地方卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたとき、又はこれを変更したときは、その受託契約約款を規則で定める受託契約約款届出書に添えて、知事に届け出なければならない。

- 2 | 前項の規定による届出は、届出者が当該届出に係る地方卸売市場の開設者と異なる場合にあつては、当該開設者を經由してしなければならない。
- 3 | 開設者は、前項の規定により第一項の受託契約約款届出書を受理したときは、遅滞なく、前項の届出者が第一項の受託契約約款を定めること又はこれを変更することについての意見を付して、その受託契約約款届出書を知事に送付しなければならない。

(せり人の届出)

第十八条 卸売業者が地方卸売市場において行なう卸売のせり人は、せりを行なうのに必要な経験及び能力を有することその他規則で定める資格を有する者でなければならない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

21 卸売業者は、前項の資格を有する者をせり人としたときは、規則で定めるところにより、そのせり人の氏名等を知事に届け出なければならない。

(代金決済)

第十九条 卸売業者は、委託を受けた生鮮食料品等の卸売をしたときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を委託者に支払わなければならない。

21 買受人は、卸売業者から生鮮食料品等を買受けたときは、業務規程で定めるところにより、すみやかに、その代金を卸売業者に支払わなければならない。

(禁止行為)

第二十条 開設者、卸売業者、買受人及びせり人は、地方卸売市場における生鮮食料品等の取引に関し、公正な価格が成立することを阻害し、不正な利益を得る目的で談合し、その他公正を欠く行為をしてはならない。

(業務規程の変更)

第二十一条 開設者は、第四条の二第二項の業務規程の変更の承認を受けようとするときは、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。

21 開設者は、第四条の二第二項第三号から第七号までに掲げる事項の変更に係る前項の承認を受けようとするときは、開設者が定める業務規程で選定した卸売業者、買受人その他の利害関係者の意見を聴かなければならない。ただし、第二十八条に規定する地方卸売市場取引委員会の意見を聴いたときは、この限りでない。

(事業計画の変更届)

(削除)

(削除)

(削除)

~~第二十一条の二 開設者は、第四条の二第一項の事業計画を変更し
ようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出な
なければならない。~~

~~(名称の変更等の届出)~~

~~第二十三条 開設者又は卸売業者は、次の各号のいずれかに該当す
るときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、知事に届け出
なければならない。~~

- ~~一 地方卸売市場の開設に係る業務又は地方卸売市場における卸
売の業務を開始し、休止し、又は再開したとき。~~
- ~~二 名称又は住所を変更したとき。~~
- ~~三 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。~~
- ~~四 第十八条第二項の規定により届け出た者にせりを行わせなく
なつたとき。~~

~~(事業報告書の提出)~~

~~第二十三条 卸売業者は、毎事業年度の末日現在において規則で定
めるところにより作成した事業報告書その日から起算して九十
日を経過する日までに知事に提出しなければならない。~~

~~(卸売予定数量等の公表)~~

~~第二十四条 開設者は、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品
等について、毎日の卸売が開始される時まで、その日の主要な
品目の卸売予定数量を公表しなければならない。~~

- ~~2 開設者は、前項の生鮮食料品等について、規則で定めるところ
により、その日に卸売業者が卸売をした主要な品目の数量及び価
格（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。）
を、速やかに公表しなければならない。~~

(市況等に関する報告)

第五条 開設者は、東京都規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、地方卸売市場において取り扱う生鮮食料品等についてその毎月の市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額（単価に数量を乗じて得た額の合計額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額とする。）を知事に報告しなければならない。

(削除)

(市況等に関する報告)

第二十五条 開設者は、規則で定めるところにより、前条第一項の生鮮食料品等についてその毎月の市況並びに卸売業者の卸売の数量及び金額（単価に数量を乗じて得た額の合計額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額とする。）を知事に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第二十五条の二 知事は、開設者又は卸売業者がその業務を行うのに必要な資力信用を有しなくなつたと認めるとき、又は第五条第一項第四号から第六号まで若しくは第九条第四号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、第四条又は第七条第一項の許可を取り消さなければならない。

2 知事は、開設者又は卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、一年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第四条若しくは第七条第一項の許可を取り消すことができる。

一 法若しくはこの条例又はこれらに基づく命令に違反したとき。

二 第十一条の規定による許可証の交付を受けた日から起算して一月以内にその業務を開始しないとき。

三 正当な理由がなく引き続き一月以上その業務を休止したとき。

3 知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、期日、場所及び処分の原因となつた理由を通知し、相当な期間を置いた上、公開による聴聞を行い、その者又は

(報告及び検査)

第六条 知事は、法及びこの条例の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者（卸売をする市場の開設者を兼ねている場合に限る。以下同じ。）に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2及び3（現行のとおり）

(指導及び助言)

第七条（現行のとおり）

(改善措置命令)

第八条 知事は、地方卸売市場の開設に係る業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者に対し、当該業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(認定の取消し)

第九条 知事は、開設者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、法第十三条第一項の認定を取り消さなければならない。

- 一 その業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。

その代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。

(報告及び検査)

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2及び3（略）

(指導及び助言)

第二十六条の二（略）

(改善措置命令)

第二十七条 知事は、地方卸売市場の開設に係る業務又は地方卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、開設者又は卸売業者に対し、当該業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(新設)

- 二 開設者が暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 三 開設者がその業務活動について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。

第四章 雑則

(削除)

(助成)

第十条 知事は、地方卸売市場の開設に係る業務の適正かつ健全な運営を図るために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うことができる。

(削除)

(削除)

(認定等に関する意見聴取)

第四章 雑則

(地方卸売市場取引委員会)

第二十八条 開設者は、地方卸売市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、業務規程で定めるところにより、地方卸売市場取引委員会を置くことができる。

(助成)

第二十九条 知事は、地方卸売市場の開設に係る業務の適正かつ健全な運営を図るために必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行なうことができる。

(告示事項)

第三十条 知事は、次の各号に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。その告示した事項に変更があつたときも、同様とする。

- 一 地方卸売市場の開設又はその廃止の許可をしたとき。
- 二 地方卸売市場における卸売の業務の許可をしたとき、又はその業務の廃止の届出があつたとき。
- 三 第二十五条の二第一項又は第二項の規定による処分をしたとき。

第三十一条 削除

(許可等に関する意見聴取)

第十一条 知事は、認定等をしようとするとき、又は現に認定等を受けている者について知事が特に必要があると認めるときは、第三条各号又は第九条各号に規定する事由の有無について、警視總監の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第十二条 警視總監は、認定等を受けようとする者又は現に認定等を受けている者について、第三条各号又は第九条各号に規定する事由の有無について、知事に対し、意見を述べることができる。

(削除)

(施行規則の制定)

第十三条 (現行のとおり)

附 則

第一条から第三条まで (現行のとおり)

第三十二条 知事は、第四条若しくは第七条第一項の許可若しくは第十二条第一項若しくは第二項の認可(以下「許可等」という。)をしようとするとき、又は現に許可等を受けている者について知事が特に必要があると認めるときは、第五条第一項第四号から第六号まで、第九条第四号から第六号まで、第十二条第四項第四号から第六号まで及び同条第六項第四号から第六号までに規定する事由の有無について、警視總監の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第三十三条 警視總監は、許可等を受けようとする者又は現に許可等を受けている者について、第五条第一項第四号から第六号まで、第九条第四号から第六号まで、第十二条第四項第四号から第六号まで及び同条第六項第四号から第六号までに規定する事由の有無について、知事に対し、意見を述べることができる。

(許可又は認可の制限又は条件)

第三十四条 この条例の規定による許可又は認可には、制限又は条件を附することができる。

2 前項の制限又は条件は、許可又は認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(施行規則の制定)

第三十五条 (略)

附 則

第一条から第三条まで (略)

